

改正

平成24年3月13日条例第3号

令和5年3月7日条例第2号

読谷村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本村の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、次の書類を添えて、村長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定の期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表（法人以外の団体にあつては、決算書等）及び財産目録
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第3条 村長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、公の施設の管理を行わせようとする団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること、並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第4条 村長は、第2条の規定による申請がなかった場合又は前条各号のいずれにも該当するものがなかった場合、若しくは地域コミュニティの推進を目的として設置する公の施設又は施設の性格及び設置目的からして、管理を代行する者を特定する必要がある公の施設においては、当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思料する法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、村長は当該団体と協議し、第2条各号の書類の提出を求め、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者が行う業務等)

第5条 指定管理者が行う業務等は、個別条例に定めるものとする。

(事業報告書の作成及び提出等)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、村長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 施設の利用料の収入実績

(3) 施設の管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要なものとして村長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第7条 村長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第8条 村長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又は指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、村はその賠償の責めを負わない。

(秘密を守る義務及び個人情報の取扱い)

第9条 指定管理者及びその管理する施設の業務に従事する者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及びその管理する施設の業務に従事している者又は従事していた者は、法第67条の規定により、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、村長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、村長が指定管理者の責めに帰することができない特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者の指定及び取消しの告示)

第12条 村長は、議会の議決を経て指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月13日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月7日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

